

五 洋上流出油防除実習	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員としてタンカーに乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者で、危険物に関する研究若しくは実務に二年以上従事した経験を有するものであること。
-------------	--

第十二号表（第七十七条の六の十八関係）

講 習 科 目	条 件
一 タンカーの構造、設備及び船内実務	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員としてタンカーに乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
二 タンカーにおける火災及び爆発	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員としてタンカーに乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
三 タンカーにおける火災に対する消火技術	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員としてタンカーに乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
四 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員としてタンカーに乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
五 検知器具及び保護具の取扱方法	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二 大学等において医学又は工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上検知器具及び保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
六 災害防止対策	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
七 海上汚染防止対策	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
八 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二 大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上法律に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第三十六条の三を第三十六条の十八とし、第三十六条の二第一項第二号中「別表第二の二」を、別表第二の四に改め、同項第三号中「別表第二の三」を「別表第二の五」に改め、同条を第三十六条の十七とする。

第三十六条第七項中「当該各号に定める書面をもつて前二項に規定する書面（第二号に定める書面にあつては、道路運送車両の保安基準第三十条第二項に掲げる基準に適合するものであることを証する書面を除く。）を、第一号に定める書面にあつては、前二項に規定する書面とし、第二号及び第三号に定める書面にあつては第六項に規定する書面」に改め、同項第三号中「が認定する者以下「認定試験機関」という。）を、の登録を受けた者（以下「登録試験機関」という。）が行う試験（以下「登録試験」という。）又は登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が告示で定める外国の機関」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条の次に次の十五条を加える。

（登録）

第三十六条の二 前条第七項第三号の登録は、登録試験を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第七項第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が登録試験に係る業務（以下「登録試験業務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 別表第二の二の上欄に掲げる試験のうち、登録を受けようとする者が行おうとするもの

四 登録を受けようとする者が登録試験業務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 試験に用いる別表第二の二の下欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 試験を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 試験を行う者が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、次条第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録の要件等）

第三十六条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第二の二の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる施設及び設備を用いて登録試験を行うものであること。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が登録試験を行い、その人数が五名以上であること。

イ 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について、別表第二の三の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

ロ 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について、六年以上の実務の経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 登録申請者が、自動車又は自動車の部品の製造、改造、整備、輸入又は販売の事業を営む者（以下「自動車関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。